

福岡県公報

令和6年9月27日
第534号

目次

告示(第597号-第619号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 3
- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 4
- 都市計画の変更 (都市計画課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 4
- 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定 (都市計画課) 5
- 漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意 (漁業管理課) 5
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 6
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 6
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 7

- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 7
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 7
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 8
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 8

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 8
- 一般競争入札の実施 (教育庁施設課) 10
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 13
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (漁業管理課) 13
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 14
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 14
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 14
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 14
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 15
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 16
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) 16
- 落札者等の公示 (教育庁施設課) 16
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 16
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) 17
- 令和5年度福岡県情報公開条例の運用状況 (県民情報広報課) 17
- 福岡県人事行政の運営等の状況の公表 (人事課) 28

告 示

福岡県告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宰生歯59	筑紫野歯科クリニック	太宰府市宰府二丁目9番13号	R6・4・1
春生195	春日すぐファミリークリニック	春日市須玖北四丁目6	R6・9・1
大生468	村尾在宅クリニック第二	大牟田市大字岬2905-2	R6・9・1
春生歯91	医療法人 くま歯科・こども歯科	春日市上白水三丁目102番地	H26・5・1
八女生歯79	八女市矢部診療所	八女市矢部村矢部4058番地1	R6・7・1
像生訪15	訪問看護ステーション 唄	宗像市陵巖寺一丁目7-1 The PASTORAL 208	R6・9・1
古生訪9	訪問看護ステーション テラコッタ	古賀市花見東七丁目14-1-1302	R6・8・1
大野生訪21	訪問看護ステーション さんくばり	大野城市中二丁目13-35	R6・8・1
筑生訪9	あかり訪問看護ステーション	筑後市大字西牟田2019番地4	R6・8・1
南筑後生訪5	愛の手訪問看護ステーション	八女郡広川町大字新代1348-11 広川ゆのそアパート204	R6・7・1
大生訪32	訪問看護ステーション グリーンアップル	大牟田市小浜町51-4	R6・8・28
嘉鞍生訪5	たくみ訪問看護ステーション	鞍手郡鞍手町大字室木138-1	R6・9・1

飯生訪52	みずいろ訪問看護ステーション	飯塚市潤野815-4	R6・8・1
飯生訪51	訪問看護ステーション 鈴	飯塚市忠隈120番地1	R6・8・1
中生訪11	訪問看護ステーション リップル	中間市大字垣生1417-1	R6・2・1
行生訪24	訪問看護ステーションリーシゅ	行橋市東大橋二丁目5-29サンヴィレッジ若山B棟102	R6・9・1

福岡県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
直生歯38	武田歯科医院	直方市大字頓野1966-1	R6・6・30

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
古生61	古賀おなかぼんぼん内科クリニック	古賀市美郷203	R6・2・29
八女生88	麻生医院	八女市宅間田2-18	R6・7・31
朝倉生72	医療法人社団医王会 美奈宜の杜クリニック	朝倉市美奈宜の杜五丁目12-20	R6・7・31
直生129	直方診療所	直方市大字山部字喜藤太504	R6・6・30
古生歯11	たかはら歯科医院	古賀市花鶴丘一丁目8-7	R6・7・24

嘉麻生歯17	ひらデンタルクリニック	嘉麻市平字井町845	R6・7・31
宰生訪12	訪問看護ステーション 梅の里	太宰府市石坂一丁目21番3号	R6・3・31
直生訪4	あゆみ直方訪問看護ステーション	直方市大字山部字喜藤太504	R6・6・30

福岡県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
春生訪10	福岡徳洲会定期巡回ケアステーションぴーす	春日市須玖北四丁目5	R6・9・1

福岡県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地生69	医療法人福吉病院	福吉病院	糸島市二丈吉井4025-1	R6・7・1
小生29	肢体不自由児通園施設こぐま学園	こぐま学園 診療所	小郡市大板井1143-1	H24・8・1
南筑後生1	医療法人 繁桜会 横田病院	医療法人 泰久会 横田病院	八女郡広川町大字新代1428番地94	R6・7・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
那珂生薬6	エース薬局	那珂川市道善二丁目59-2	那珂川市道善二丁目60-2	R6・7・29

福岡県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ53	古賀 誠（訪問マッサージ ハートナー 大牟田）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	R6・8・19
粕生柔230	山口 寿似輝（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R6・8・1

福岡県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4

項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田生マ38	田丸 由美子(マッサージの とんとん)	田川市大字伊田4356-1	R6・8・31

福岡県告示第603号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年福岡県規則第25号)第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第27号)	第10条	令和7年4月1日	土砂埋立て等着手届出
福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第27号)	第11条	令和7年4月1日	土砂埋立て等状況報告
福岡県森林法施行細則(平成12年福岡県規則第64号)	第4条	令和7年4月1日	林地開発行為着手届出
福岡県森林法施行細則(平成12年福岡県規則第64号)	第6条	令和7年4月1日	林地開発行為進行状況報告

福岡県森林法施行細則(平成12年福岡県規則第64号)	第8条	令和7年4月1日	林地開発行為再開届出
----------------------------	-----	----------	------------

福岡県告示第604号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画道路を変更(福岡広域都市計画道路3・4・11-6号 篠原前原線の変更)

福岡県告示第605号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年9月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木朝倉線 田主丸	朝倉市屋形原1151番1先から 朝倉市屋形原1305番1先まで

福岡県告示第606号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

ならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する形質変更時要届出区域
大牟田市大字手鎌字北町1510番3の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

福岡県告示第607号

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35条）第5条第1項第9号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域を次のように指定したので、同条例第30条の規定により告示し、この告示の日から施行する。

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定（平成30年9月福岡県告示第794号）は、廃止する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

屋外広告物表示等の際知事の許可を必要とする区域			
道路の種類	路線名	区域の区間	区域の幅
国道	3号	水巻町、広川町、遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	道路及び路端から500メートル
	200号	小竹町及び筑前町の区間	同上
	386号	筑前町の区間	同上
	495号	遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	同上
	500号	筑前町の区間	同上

主要地方道	北九州芦屋線	遠賀町の区間	同上
	直方芦屋線	遠賀町の区間	同上
	宮田遠賀線	遠賀町の区間	同上
	直方水巻線	水巻町の区間	同上
一般県道	福岡日田線	筑前町の区間	同上
	水巻芦屋線	水巻町の区間	同上
	中間水巻線	水巻町の区間	同上
	浜口遠賀線	遠賀町の区間	同上
	黒山広渡線	遠賀町の区間	同上
	原海老津線	岡垣町の区間	同上
	岡垣遠賀線	遠賀町の区間	同上
	湊下府線	新宮町の区間	同上
	山田新宮線	新宮町の区間	同上

福岡県告示第608号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏名	区域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
大牟田市西浜田町 大牟田市大字岬	古賀 健次郎 吉田 健	大牟田市漁業協同組合の地区 (特定のり大牟田市加入区)	のり養殖業

福岡県告示第609号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第575号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松隈-1	鞍手郡鞍手町大字木月及び大字古門（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松隈-2	鞍手郡鞍手町大字木月（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第610号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第576号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松隈-1	鞍手郡鞍手町大字木月及び大字古門（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

松隈-2	鞍手郡鞍手町大字木月（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
------	----------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第611号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松隈-1	鞍手郡鞍手町大字木月及び大字古門（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第612号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

松隈-1	鞍手郡鞍手町大字木月及び大字古門（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
------	----------------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面は鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第613号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年3月福岡県告示第536号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国分(c)	太宰府市国分二丁目及び大字太宰府（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第614号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第71号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

国分(c)	太宰府市国分二丁目及び大字太宰府（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	----------------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第615号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年6月福岡県告示第537号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坂本(a)	太宰府市坂本三丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面2は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第616号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年6月福岡県告示第538号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

坂本(a)	太宰府市坂本三丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
-------	---------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面2は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第617号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国分-3	太宰府市国分二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第618号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
国分-3	太宰府市国分二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年9月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	朝日田線	うきは市浮羽町新川3786番1先から うきは市浮羽町新川2822番6先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
令和6年度生徒実習用パソコン等賃貸借契約
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経

過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年10月1日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和6年度生徒実習用パソコン等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和7年3月1日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年10月17日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級

05	01	電気器具	AA、A
05	02	電気通信機器	AA、A
13	08	リース・レンタル	AA、A

- (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和6年10月11日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者
- ・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問い合わせ先
福岡県教育庁教育総務部施設課
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3880
(FAX) 092-641-2934
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3880（ダイヤルイン）
(FAX) 092-641-2934
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付
令和6年9月27日（金曜日）から令和6年10月3日（木曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所
5の部局とする。
 - 提出期限
令和6年10月17日（木曜日）午前10時30分
 - 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム
 - 日時
令和6年10月17日（木曜日）午前11時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of computer systems and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit of Tender :
10 : 30 on October 17, 2024
- (3) Contact Point for the Notice : Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3880

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
保護対策用カメラI型賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札を決定した日
令和6年9月5日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社J E C C
 - 住所
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
75,834,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和6年7月19日

公告

次の加入区において令和2年12月福岡県告示第902号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第

1項第2号の規定により令和6年9月24日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

加入区の名称 今津加入区
吉田加入区
大川加入区
上新田加入区
大野島加入区

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柳川3期南部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和6年9月27日から 令和6年10月28日まで	柳川市役所 大和庁舎 水路課内 大川市役所 クリーク課内

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡荊田町大字尾倉字タブノ木3617番1から3617番6まで及び3618番5、字上ノ

原3648番2、3648番3、3648番29から3648番47まで、3651番1、3651番7、3651番10及び3651番12から3651番16まで並びに字植松3918番3並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
行橋市行事七丁目24番35号
すえまつ興産株式会社
代表取締役 末松 孝一

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人水資源機構筑後川下水総合管理所福岡導水事業所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、現地測量）
2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県筑紫野市山口地内	令和6年8月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区響町一丁目	令和6年8月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	令和6年8月8日から 令和6年11月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、古賀市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3D都市モデル作成）
2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
古賀市全域	令和6年7月23日から 令和7年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区上上律役ほか	令和6年8月6日から 令和6年11月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

福岡市の一部（東区、南区、西区、早良区）	令和6年8月28日から 令和7年1月31日まで
----------------------	----------------------------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊前市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
豊前市の一部（大字畑、大字川内、大字四郎丸、大字上川底、大字中川底、大字下川底、岩屋、篠瀬、鳥井畑）	令和6年8月30日から 令和7年2月21日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

篠栗町彩り台、大字津波黒

令和 6 年 8 月 26 日から
令和 6 年 11 月 30 日まで**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 6 年 9 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県柳川市、大川市、筑後市、久留米市、八女市、うきは市、三潞郡大木町、八女郡広川町、小郡市、朝倉市、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町	令和 6 年 8 月 13 日から 令和 7 年 3 月 14 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 6 年 9 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間

大川市

令和 6 年 10 月 10 日から
令和 7 年 3 月 14 日まで**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 9 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

マイクロソフトライセンス 7,887ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 6 年 9 月 2 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社 Q T n e t

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目 12 番 20 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

63,783,746円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 6 年 7 月 23 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字浜町字浜無田4478番1及び4478番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区貴船町3番1号

大和ハウス工業株式会社 北九州支店

支店長 徳永 光彦

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
坂本(a)	福岡市博多区博多駅前三丁目5-7 西日本鉄道株式会社 代表取締役 林田 浩一

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、令和5年度における福岡県情報公開条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1 福岡県情報公開条例の運用状況

1 公文書の開示の状況

(1) 開示請求の状況

令和5年度の公文書の開示請求件数は1,662件となっています(図1)。これを開示請求方法別に見ると、電子申請による請求が485件、その他の窓口、郵送、ファクシミリによる請求が計1,177件となっています(図2)。

また、実施機関別に見ると、知事1,231件、警察本部長211件、教育委員会66件、公社74件等となっています(表1)。

なお、知事に対する開示請求では、最も件数が多かったのは県土整備部の376件(22.6パーセント)、次いで建築都市部の239件(14.4パーセント)、農林水産部の146件(8.8パーセント)の順となっており、この3部で全体の約45.8パーセントを占めています。

図1 開示請求件数(令和元年度～令和5年度)

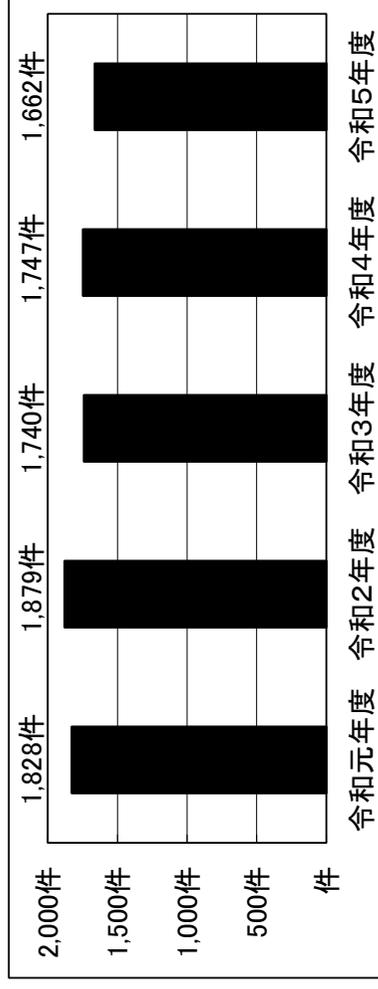


図2 請求方法別内訳

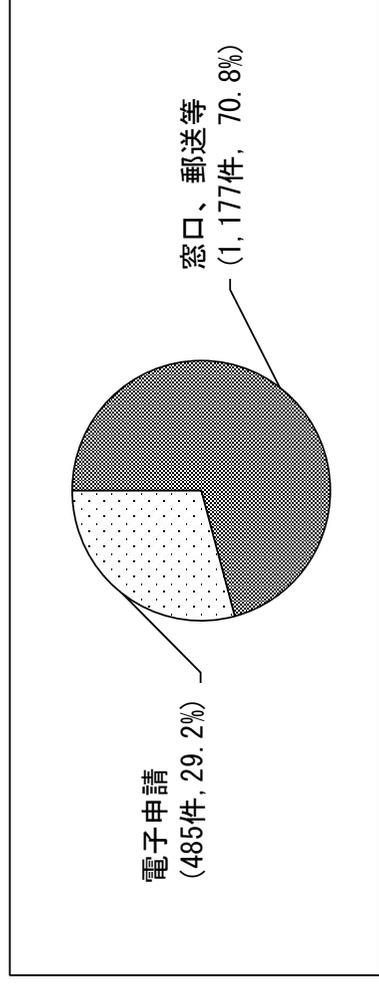


表1 実施機関別開示請求状況

実施機関	請求 件数	比率	開示請求の主な内容
知	総務部、秘書室	67	4.0%
	企画・地域振興部	18	1.1%
	人づくり・県民生活部	77	4.6%
	保健医療介護部	124	7.5%
	福祉労働部	38	2.3%
	環境部	115	6.9%
	商工部	30	1.8%
	農林水産部	146	8.8%
	県土整備部	376	22.6%
	建築都市部	239	14.4%
事	会計管理局	1	0.1%
	小計	1,231	74.1%
	議	13	0.8%
	公営企業の管理者	10	0.6%
	教育委員会	66	4.0%
	選挙管理委員会	35	2.1%
	人事委員会	6	0.4%
	監査委員	1	0.1%
	公安委員会	3	0.2%
	警察本部長	211	12.7%
労働委員会	1	0.1%	
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	11	0.7%	
公社	74	4.5%	
合計	1,662		

(2) 開示請求に対する決定の状況

開示請求件数1,662件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数167件を除いた1,495件です(表2)。

また、条例第12条第2項の規定による開示決定等の期間延長を行ったものは59件、条例第13条の規定による開示決定等の特例延長を行ったものは20件ありました(表3)。

表2 実施機関別公文書開示決定状況

実施機関	請求件数	決定の状況				取下げ		
		開示	部分開示	非開示 不存在	却下			
知事	総務部、秘書室	67	33	37	18	10	1	8
	企画・地域振興部	18	6	6	5	5		5
	人づくり・県民生活部	77	15	63	6	3		4
	保健医療介護部	124	47	60	39	37		25
	福祉労働部	38	21	15	13	8		4
	環境部	115	70	72	31	28		10
	商工部	30	21	11	4	3		3
	農林水産部	146	104	38	21	17		23
	県土整備部	376	348	55	18	12		34
	建築都市部	239	157	62	15	12		20
	会計管理局	1	1		1	1		
小計	1,231	823	419	171	136	1	136	
議会	13	6	3	9	3			
公営企業の管理者	10	7	1		2			
教育委員会	66	36	33	21	14		9	
選挙管理委員会	35	14	23	10	5		7	
人事委員会	6	5	2	3	1			
監査委員	1		1					
公安委員会	3	1					2	
警察本部長	211	61	161	65	53	1	9	
労働委員会	1	1	1					
収用委員会								
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
地方独立行政法人	11	7	1	3	3		1	
公社	74	72	3	2	1		1	
合計	1,662	1,033	648	284	218	2	165	

注 1件の請求に対して複数の決定を行う場合があるため、請求件数と決定数は一致しません。

表3 開示決定等の期間延長・特例延長の状況

実施機関	適用条項	
	第12条第2項	第13条
秘書室・総務部	2	
企画・地域振興部	1	
人づくり・県民生活部	6	
保健医療介護部	7	2
福祉労働部	3	1
環境部	2	4
商工部	2	
農林水産部	6	1
県土整備部	9	1
建築都市部		1
議会事務局		1
教育委員会	3	3
選挙管理委員会	2	
監査委員事務局	1	
警察本部長	15	6
合計	59	20

(3) 非開示事由

非開示と部分開示の決定状況について、旧条例第9条第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報（第1号）に該当するものが2件等となっています（表4）。

また、条例第7条第1項の第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報（第1号）に該当するものが548件、事業情報（第2号）に該当するものが305件、行政運営情報（第4号）に該当するものが100件等となっています（表5）。

表4 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

旧条例第9条第1項各号		適用件数	
		部分開示	非開示
第1号	個人情報	2	2
第2号	事業情報	1	1
	計	3	3

表5 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

条例第7条第1項各号		適用件数	
		部分開示	非開示
第1号	個人情報	423	125
第2号	事業情報	250	55
第3号	審議・検討等情報	16	5
第4号	行政運営情報	83	17
第5号	任意提供情報	12	7
第6号	捜査等情報	26	9
第7号	法令秘情報	2	5
第8号	議員個人・会派情報	4	1
	計	816	224
			1,040

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

2 審査請求の状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和5年度は、審査請求が7件ありました（表6）。

表6 審査請求の状況

審査案件	実施機関	審査請求年月日	情報公開審査会		実施機関の裁決	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
特定場所の特定期間の交通違反取締りにおける検査の統計記録に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	R5.5.31	R5.9.28	—	—	—
特定の土地改良区の設立認可申請書に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R5.6.17	R5.7.27	—	—	—
予防接種後副反応疑い報告書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R5.6.19	R5.8.3	R6.7.31	—	—
特定の職員の職員調書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R5.10.17	R6.2.26	—	—	—
ドローン撮影記録に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R5.12.14	—	—	—	—
立入検査実施計画書に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R5.12.27	R6.7.23	—	—	—
いじめ問題報告書等に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	R6.3.27	R6.5.13	—	—	—

（令和6年8月1日現在）

3 福岡県情報公開審査会

情報公開審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第24条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

(1) 福岡県情報公開審査会の開催状況

令和5年度の審査会の開催状況は、次のとおりです（表7）。

表7 審査会の開催状況

開催日	会議に付した事案の件名	進行状況
第19期 第8回 R5.5.22	(1) 医療保護入院制度の実施基準に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求 (2) 生徒が設立した株式会社に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	答申案 論点整理
第19期 第9回 R5.6.26	(1) 生徒が設立した株式会社に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求 (2) 県立図書館における書籍の書庫入れに関する文書の公文書開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求 (3) 精神科病院の事故報告書等の公文書非開示決定処分に対する審査請求 (4) 医療機関の開設許可申請書及び監督・指導に関する文書の公文書非開示決定処分に対する審査請求	論点整理
第19期 第10回 R5.7.31	(1) 生徒が設立した株式会社に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求 (2) 県立図書館における書籍の書庫入れに関する文書の公文書開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求 (3) 精神科病院の事故報告書等の公文書非開示決定処分に対する審査請求 (4) 医療機関の開設許可申請書及び監督・指導に関する文書の公文書非開示決定処分に対する審査請求	答申案
第19期 第11回 R5.8.28	(1) (公財) 福岡県教育文化奨学財団の役員等名簿に関する公文書部分開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求 (2) 違反建築物の調査に関する文書等の公文書非開示決定処分に対する審査請求 (3) 砂防施設でイノシシが脱出不能となったことに関する文書の公文書部分開示決定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求	概要説明
第19期 第12回 R5.9.25	(1) 違反建築物の調査に関する文書等の公文書非開示決定処分に対する審査請求 (2) 砂防施設でイノシシが脱出不能となったことに関する文書の公文書部分開示決定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求	口頭意見 陳述
第19期 第13回 R5.10.23	(1) (公財) 福岡県教育文化奨学財団の役員等名簿に関する公文書部分開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求 (2) 違反建築物の調査に関する文書等の公文書非開示決定処分に対する審査請求 (3) 砂防施設でイノシシが脱出不能となったことに関する文書の公文書部分開示決定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理
第19期 第14回 R5.11.27	(1) 砂防施設でイノシシが脱出不能となったことに関する文書の公文書部分開示決定処分及び部分開示決定処分に対する審査請求 (1) (公財) 福岡県教育文化奨学財団の役員等名簿に関する公文書部分開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求	答申案 論点整理
第19期 第15回 R5.12.18	(2) 特定の職員の職員調書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求 (1) (公財) 福岡県教育文化奨学財団の役員等名簿に関する公文書部分開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求	概要説明
第19期 第16回 第17回 R6.1.22 R6.2.28	(1) (公財) 福岡県教育文化奨学財団の役員等名簿に関する公文書部分開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求 (1) 特定の職員の職員調書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求 (1) 違反建築物の調査に関する文書等の公文書非開示決定処分に対する審査請求	答申案 論点整理
第19期 第18回 R6.3.25	(2) 特定の職員の職員調書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求 (3) 予防接種後副反応疑い報告書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	答申案 概要説明

(2) 諮問及び答申

令和5年度は、審査請求事案に係る諮問が9件あり、うち2件について答申がなされました。

また、過年度から審査を継続していた事案について、8件の答申がなされました。

(3) 福岡県情報公開審査委員会

福岡県情報公開審査会の委員（第19期）は、次のとおりです（表8）。
委員の任期は2年となっています。

表8 福岡県情報公開審査会委員名簿（五十音順、現職名は令和6年4月1日時点）

氏名	現職名	役職名	任期
相澤 直子	久留米大学法学部准教授		
石森 久広	西南学院大学法学部教授	会長職務 代理者	
一瀬 悦朗	弁護士	会長	令和4年 9月1日 ～ 令和6年 8月31日
谷口 美香	公認会計士		
森 咲子	(株) 咲ら化粧品代表取締役		
柳井 圭子	日本赤十字九州国際看護大学教授		
山口 雅司	弁護士		

4 出資法人の情報公開の状況

条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表9）。

なお、令和5年度は、出資法人が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表9 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の件数	決定の状況				取下げ
	開示	部分開示	非開示	却下	
2	2		不存在		

5 指定管理者の情報公開の状況

条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表10）。

なお、令和5年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表10 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の件数	決定の状況				取下げ
	開示	部分開示	非開示	却下	
2	2		不存在		

6 県民情報センター及び地区県民情報コーナーの状況

(1) 配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを提供しています（表11）。

表11 各分野別配架数

	センター	コーナー	センター	コーナー
総記	184冊	52冊	余暇・スポーツ	12冊
自然・土地・人口	92冊	19冊	安全	77冊
行政	529冊	231冊	環境保全	147冊
政治	267冊	67冊	労働	50冊
経済	71冊	23冊	運輸・通信	28冊
財政	256冊	52冊	農林・水産	315冊
健康・医療	283冊	106冊	商工	75冊
福祉・人権	207冊	55冊	建設	211冊
教育	194冊	66冊	エネルギー	35冊
生活・文化	281冊	46冊	資料一般	45冊

【主な配架資料】

- ・福岡県総合計画
- ・福岡県医療費適正化計画（第4期）
- ・第二次福岡県再犯防止推進計画
- ・福岡県ホームレス自立支援実施計画（第5次）
- ・わたしたちの生活と税
- ・福岡県地価調査価格要覧
- ・企業と人権－公正な採用選考－

(2) 利用状況

令和5年度の県民情報センター及び地区県民情報コーナーの利用状況は次のとおりです（表12）。

表12 利用状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	利用者（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	8,926	29,656	13
地区県民情報コーナー	北九州	319	7,067
	筑後	1,995	6,717
	筑豊	2,226	4,842
	京築	888	3,590
計	14,354	51,872	18

(3) 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しています。令和5年度の有償刊行物は次のとおりです(表13)。

表13 有償刊行物一覧

行政資料名	頒布価格	編集課
郷土のものがたり	500円	総務部県民情報広報課
郷土のものがたり その2	700円	総務部県民情報広報課
福岡県職員倫理条例・規則の手引	150円	総務部人事課
遠賀川水系の自然 -自然観察ガイドシリーズ4-	100円	環境部自然環境課
四王寺山をみに行こう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ1-	150円	環境部自然環境課
城山連山を楽しむ -里地・里山ふれあいガイドシリーズ2-	150円	環境部自然環境課
古処山麓の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ3-	250円	環境部自然環境課
矢部川中流域の自然をみよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ4-	150円	環境部自然環境課
北九州西部の自然を楽しもう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ5-	100円	環境部自然環境課
糸島の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ6-	100円	環境部自然環境課
筑豊中南部の自然を訪ねよう -里地・里山ふれあいガイドシリーズ7-	100円	環境部自然環境課
福岡県の賃金事情(令和元年度)	350円	福祉労働部労働局 労働政策課
福岡県職員録(令和4年度)	900円	総務部人事課
福岡県職員録(令和5年度)	900円	総務部人事課
教育便覧(令和4年度)	350円	教育庁教育総務部 総務企画課
教育便覧(令和5年度)	300円	教育庁教育総務部 総務企画課
若い教師のための教育実践の手引 (令和4年度版)	750円	教育庁教育振興部 義務教育課
若い教師のための教育実践の手引 (令和5年度版)	650円	教育庁教育振興部 義務教育課

公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

令和6年9月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

一 人事行政の運営の状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 一般職（会計年度任用職員を除く。）の職員等の任免

ア 採用

5年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	職	
						研究	療職
新規採用	1,993	410	245	1,279	0	59	59
新規 再任用（※）	(73) 672	(10) 123	(2) 36	(59) 475		(2)	(2)

(単位：人)

※定年前再任用短時間勤務職員並びに、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下項目においても、特別に定めがない限り同様の扱いとする。）

- (注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。
2 政令市立学校の教職員は含みません。
3 「新規再任用」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 離職

5年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	職	
						研究	療職
定年退職	10	0	0	0	10	0	0
早期退職募集 による退職	403	71	17	302	4	9	9
その他	957	202	249	477	3	26	26
再任用の満了	(138) 733	(20) 139	20	(113) 518	33	(5)	(5)

(単位：人)

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 「再任用の満了」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

(2) 会計年度任用職員（パートタイムの職員を除く。）の任免

5年度に任用された会計年度任用職員の状況は、次のとおりです。

合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	職	
					研究	療職
1,554	1,439	0	0	43	72	72

(単位：人)

(注) 令和5年度中に任用した会計年度任用職員の延べ人数であり、同一職員が、同一年度内に複数回任用された場合は、任用毎に人数を計上しています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率 %
5年度	5,095,379 人	1,993,404,740 千円	11,837,303 千円	372,313,218 千円	18.7 %	17.4 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	期末・勤労手当	計	
5年度	41,619 人	182,266,437 千円	75,268,052 千円	299,287,110 千円	7,191 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は5年4月1日現在の人数で、電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県営埋立施設整備運営事業職員(計132人)を除きます。

3 給与費には、再任用職員(短時間勤務)及びフルタイム会計年度任用職員の給与費を含み、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
福岡県	100.8	100.6	100.6	100.7
都道府県平均	100.0	99.9	99.8	99.6

(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、学歴や経過年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率 %
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
5年度	368,011 円	364,055 円	3,956円 (1.09%)	1.08 %	1.08 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の5月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤労手当)

区分	人事委員会の勧告				給与改定率 %
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
5年度	4.50 月	4.40 月	0.10 月	0.10 月	4.50 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤労手当の年間支給月数です。

(5) 人事評価の給与への反映状況(知事部局 行政職員の場合)

職員の人事評価結果を昇給号給数と勤労手当の成績率に反映しています。

成績区分	昇給号給数		勤労手当 成績率	
	分布率	昇給号給数	勤労手当 成績率	勤労手当 成績率
第1区分 (最上位)	5 %	標準+2号給	標準+5 %	標準+5 %
第2区分 (上位)	25 %	標準+1号給	標準+2.5 %	標準+2.5 %
第3区分 (標準)	-	標準 (4号給)	標準	標準
第4区分	-	2号給	標準-5 %	標準-5 %

(注) 55歳以上の職員は、標準での昇給はありません。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	41.8 歳	315,847 円	408,007 円 356,998 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 404,015 円
都道府県平均	42.5 歳	319,151 円	407,064 円 360,813 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(以下同じ)

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	57.6 歳	337 人	318,211 円	368,250 円 346,981 円
うち用務員	56.4 歳	113 人	332,596 円	376,098 円 362,666 円
うち自動車運転士	59.4 歳	53 人	290,328 円	355,170 円 313,229 円
うち守衛	59.4 歳	4 人	369,525 円	459,444 円 399,202 円
うちその他技能労務職	57.8 歳	167 人	316,097 円	364,921 円 345,829 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	— 329,178 円
都道府県平均	54.0 歳	157 人	309,751 円	363,470 円 340,288 円

③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	45.9 歳	365,394 円	429,545 円
都道府県平均	44.8 歳	369,044 円	430,934 円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	41.3 歳	352,602 円	393,444 円
都道府県平均	41.8 歳	353,669 円	409,129 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	39.4 歳	328,762 円	459,857 円 370,912 円
国	41.6 歳	323,004 円	— 382,749 円
都道府県平均	38.9 歳	328,653 円	472,237 円 378,067 円

(2) 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区分	福岡県	国
一般行政職	大学 卒	円 185,200
	高校 卒	円 154,600
技能労務職	高校 卒	円 -
	中学 卒	円 -
高等学校 教育職	大学 卒	円 213,900
	高校 卒	円 170,200
小・中学校 教育職	大学 卒	円 213,900
	高校 卒	円 -
警察職	大学 卒	円 214,900
	高校 卒	円 178,000

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（5年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学 卒	円 265,674	円 360,418	円 385,246
	高校 卒	円 233,868	円 319,850	円 362,386
技能労務職	高校 卒	円 -	円 286,500	円 327,417
	中学 卒	円 -	円 -	円 -
高等学校 教育職	大学 卒	円 313,604	円 392,534	円 423,194
	高校 卒	円 253,733	円 298,420	円 359,383
小・中学校 教育職	大学 卒	円 322,175	円 402,603	円 426,071
	高校 卒	円 -	円 -	円 -
警察職	大学 卒	円 276,855	円 375,982	円 406,237
	高校 卒	円 261,532	円 337,277	円 380,785

一：該当職員なし

4 一般行政職の級別職員数の状況（5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	給料月額
1 級	主事 技師	1,485 人	18.4 %	149,800 円 ～ 277,600 円
2 級	主任	1,873 人	23.3 %	198,200 円 ～ 349,500 円
3 級	主査	1,772 人	22.0 %	234,100 円 ～ 388,000 円
4 級	本庁の係長	1,185 人	14.7 %	265,700 円 ～ 395,500 円
5 級	本庁の課長補佐	1,179 人	14.6 %	290,400 円 ～ 410,700 円
6 級	本庁の課長	460 人	5.7 %	318,700 円 ～ 444,400 円
7 級	本庁の次長	77 人	1.0 %	407,600 円 ～ 468,100 円
8 級	本庁の事務局長	15 人	0.2 %	457,900 円 ～ 527,000 円
9 級	本庁の部長	11 人	0.1 %	521,200 円 ～ 559,000 円

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づき給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(5年度決算見込)	1,637	千円
期末・勤勉手当		
(5年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.45 月分	2.05 月分	
(1.375) 月分	(0.975) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (5年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0895 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額	2,257 千円	22,244 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (5年4月1日現在)

支給実績(5年度決算見込)	7,733,512 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算見込)	169,736 円
支給対象地域	支給率
東京都特別区	20 %
大阪市	16 %
府中市、名古屋市	15 %
県内市町村	5.4 %
医師・歯科医師	16 %
	支給対象職員数
	45 人
	6 人
	3 人
	41,985 人
	38 人

(注) 1 医師及び歯科医師の支給率は、東京都特別区の場合を除き支給対象地域にかかわらず16%です。

2 教育職給料表(三)が適用される職員は県内一律1.8%です。

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績(5年度決算見込)		2,197,670	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算見込)		85,589	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		56.4	%		
手当の種類(手当数)		47			
区分	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給額(5年度決算見込)	左記職員に対する支給単価
一般職員	防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等職員	①狂犬病予防注射・犬の捕獲 ②感染症患者等の搬送・病原体付着物の処理、その他特定感染症等のまん延を防止するために行う作業(③を除く)、検疫作業、細菌検査又はウイルス検査 ③口蹄疫、鳥インフルエンザ等のまん延防止のために行う特定家畜伝染病にかかっている豚、いのちのある動物の調査、家畜のと殺、家畜の死体の焼却・埋却、畜舎の消毒の作業	1,025 千円	①日額300円 ②日額290円 ③作業が著しく危険な場合は760円
	放射線取扱手当	放射線技術職員	有害放射線の影響を受ける作業	329 千円	日額300円
	危険業務手当	県土整備事務所、水産海洋技術センター、農林業総合試験場、計量検定所職員、業務課職員	①坑内のトンネル掘り作業、水面下4m以上の掘削作業、高所作業、大型農業機械作業、爆発物立入検査 ②庄橋空気内作業、潜水作業 ③毒物劇物立入検査	762 千円	①日額140円～560円 ②1時間210円～1,500円 ③日額300円
	社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所等、障がい者更生相談所、女性相談所職員	①焼護の措置を要する者等を訪問し、面談して行う指導等、精神障がいのある人の訪問指導、要保護女子に関する相談・指導、一時保護 ②被検体不自由死の日常生活介助	17,953 千円	①日額450円、570円 ②日額230円
	種雑牛取扱等作業手当	農林業総合試験場職員	種雑牛又は種雑豚を押する作業、牛馬の直腸検査	147 千円	日額230円
	有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場職員	有害農薬使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特に危険な薬品の取扱業務	536 千円	日額130円～290円
	県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収	66,972 千円	日額650円、800円
	夜間看護等手当	こども教育センター新花園の看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務	10,184 千円	①1回3,100円～7,300円 ②1回1,240円
	犯罪取締等手当	漁業取締係職員	海上・橋梁者法違反又は刑罰、麻薬取締業務、航海中の船舶調査等、現業職員の5トン未満の船舶運転	502 千円	日額280円～550円
	特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所等、保健環境研究所、酒城下水道事務所職員	①尿処理施設、化製場・死亡獣畜取扱場及び下水道処理施設立入検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査	471 千円	①日額230円 ②日額290円
一般職員	用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、建設都市部等職員	用地交渉業務	7,061 千円	日額700円、1,050円
	訓練指導手当	消防学校職員	教育訓練業務	672 千円	日額720円
	災害対応作業手当	県土整備事務所職員	警報発令中等の異常な気象状況等のもとの、災害の未然防止、応急処置	1,114 千円	日額480円～1,095円
	道路上作業手当(道路上等作業手当)	県土整備事務所職員	交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することなく行う道路維持修繕	3,670 千円	日額300円 ①日額160円 ②日額230円
	は場等管理業務手当	道路技術員、河川監視	①道路アスファルト混合粉砕用の道路修繕 ②道路上、河川区画及び遊休保全区域の動物の死体の処理	631 千円	①日額120円 ②日額230円
	動物等保護管理業務手当	農林業総合試験場職員	①農業機械等を操作するは場等管理業務 ①負傷動物の取容作業 ②動物死体の取容作業	32 千円	①日額260円 ②日額230円
	教育職員の乗務手当	教育職員	全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時間の授業を行った場合又はその逆の場合	0 千円	授業1時間2,790円
	夜間定時前勤務手当	事務職員、技術職員及びその他の職員	高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時前課程で授業時刻以後に2時間以上業務に従事	1,491 千円	日額340円 (事務局長は日額250円)
	多学年学級担当手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師	小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事	1,805 千円	日額290円
	通信教育指導手当	①通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除く。) ②通信教育を行う学校及び協力校の教育職員(本務職員を除く。)	①巡回指導 ②面接指導	0 千円	①1通当たり100円 ②1時間2,790円
教育公務員	実習船乗船手当	①水産高等学校の教育職員 ②水産高等学校の職員	実習船に乗り組み、漁うを伴う航海上において従事する以下の業務 ①生徒の実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務	828 千円	①日額3,000円 ②日額180円
	有害農薬による害虫等防除作業手当	農業高等学校の教育職員	有害農薬使用の害虫等防除	0 千円	1級 日額290円 2級 日額250円
	教員特殊業務手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、業務教諭、授業教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、常宿指導員	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童、生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ…児童、生徒に対する緊急の補導業務 ニ号 修学旅行等の引継ぎ・指導業務で宿泊を伴うもの 三号 対外運動競技等の引継ぎ・指導業務で宿泊を伴うもの等 四号 部活動の指導業務で週休日等に行つもの 五号 入学試験の監督、採点等	910,142 千円	日額 1号イ … 8,000 円 1号イ(特に甚大な災害) … 16,000 円 1号ロ … 7,500 円 1号ハ … 7,500 円 2号 … 5,100 円 3号 … 5,100 円 4号 … 2,700 円 5号 … 900 円
	補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に従事	4,190 千円	日額200円

教育公務員	<p>教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主事 *連務指導主事 (高等学校、中等教育 学校及び特別支援学 校の高等部に置かれ るもの) *学科主任 *農場長 *事務主任 *学年主任 (一の学年が3学級以 上の学年に置かれる もの)</p>	主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事	83,006 千円	日額200円
主として私腹員の従事する 犯罪の予防及び捜査並び に被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	236,042 千円	日額320円、560円
留置施設看守及び被疑者 拘束されている者を含む。 護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	40,269 千円	日額230円、240円
交通捜査作業	警察官(警部以下の階級に ある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取り締り等	80,952 千円	日額310円～840円
犯罪捜査作業	警察職員	現場等における犯罪捜査	16,380 千円	日額280円、560円
交通取締用自動車その他 特殊自動車の運転、警備 用船舶運行及び自動車の 検査に関する作業	警察職員	交通指導取締 犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜 査専用車等の運転等	78,612 千円	日額250円～560円
暴力団犯罪対策及び銃器 等犯罪捜査の作業	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等	2,513 千円	日額560円～1,640円
結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等	0 千円	日額580円
死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・発見見分等直接死体に接触する作業	102,208 千円	1体当たり1,600円、 3,200円
坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤 等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業	0 千円	日額1,900円
航空機の機組及び航空機 に搭乗して行う機組以外の 作業	警察職員	①航空機の機組作業 ②航空機に搭乗して行う整備作業 ③航空機に搭乗して行う機組及び整備以外の作業	15,899 千円	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
警ら作業	警察官(警部以下の階級に ある者に限る。)	警ら作業	189,149 千円	日額340円
爆発物の取締り及び処理の 作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	150 千円	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
夜間特殊業務に従事する 作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間 帯が深夜の一部又は全部を含むとき	307,328 千円	1回410円、730円
救難救助作業(そのための 訓練の作業を含む。)	警察職員	①舟渡を伴う山岳地帯難者の救難救助又は天災地変若しくは水難、火 災、危険物の爆発事故その他風災が事柄における救難救助 ②漏島原菜の敷地内及びその周辺の区域で行う業務	4,444 千円	①日額410円、840円、 1,680円 ②日額660円 ～40,000円
夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給 者を除く。)	突発的発生業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において緊 急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時間帯 の一部又は全部が夜間であるとき	2,676 千円	1回1,240円
遠隔地水上警戒作業	警察職員	遠隔地の離島周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う 水上警戒の作業	0 千円	日額1,100円
潜水作業	警察官	潜水器具を用いるによる潜水作業	23 千円	1時間310円～1,500円
国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国 際緊急援助活動の作業	0 千円	日額4,000円
サボイの他の特殊危険物 質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等 場合に限る。)	0 千円	日額250円～4,600円
海外犯罪情報収集作業	警察官	天皇、皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警衛若しくは身辺警護	0 千円	日額1,100円
身辺警護等作業	警察職員	5,294 千円	日額640円、1,150円	
防戒等作業手当	新型コロナウイルス防疫等作 業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の罹患患者等が療養する宿泊施設において行 う次の業務 ① 罹患患者等の身体に直接接触して又はこれららの者に接して行う作業 ② 罹患患者等が使用した物件の処理、罹患患者等の生活支援、関係機 関との連絡調整 ----- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために行う次の業務 ① 患者等の搬送(移送及び入院を含む)、疫学調査、検体の採取 ② 患者等の移送に使用した物件の処理、移送後における車両の消毒 ③ 検体の搬送	890 千円	①日額4,000円 ②日額3,000円 ----- ①日額2,000円 ②日額1,500円 ③日額 290円

(5) 時間外勤務手当 (全職員)

支給実績(5年度決算見込)	9,241,366 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算見込)	442 千円
支給実績(4年度決算)	9,313,679 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	442 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	支給実績 (5年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算見込)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 行政職給料表7級、研究職給料表5級及び特定獣医師職給料表7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円 	4,738,959 千円	254,018 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 ・家賃 - 16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円+(家賃-27,000円)×1/2 (支給限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2 	3,757,257 千円	279,246 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 ・通勤距離に応じ2,000円～ (支払限度額41,000円) ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円) 	5,504,262 千円	133,894 円
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業等の給与水準と調整するため支給 ・医師、歯科医師 310,200円以下 (35年) ・研究員 100,000円以下 (10年) ・獣医師 49,900円以下 (20年) 	143,041 千円	545,958 円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・30,000円～100,000円 	81,642 千円	408,210 円
休日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ○休日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,300円 ・医師、歯科医師 21,000円 ・生活指導 7,400円 ・寄附指導 6,100円 	1,498,108 千円	180,734 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 ・週休日等 1回 4,000円～12,000円 ・平日深夜 1回 2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍) 	68,677 千円	156,084 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間 	1,006,210 千円	93,021 円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数 	2,177,925 千円	177,182 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 (42,100円～139,100円) 	1,767,191 千円	744,080 円
農林漁業普及指導手当	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 ・給料月額×8% (管理職手当受給者は4%) 	77,937 千円	298,609 円
警	<ul style="list-style-type: none"> ○生活が著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給 ・給料の月額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当 * 級地区別支給割合 4%～25% 		
察	<ul style="list-style-type: none"> ○特地方署又は特地方署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・給料の月額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目2%(最高6年) 		
学	<ul style="list-style-type: none"> ○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在するへき地等学校に勤務する職員に対して支給 ・給料の月額+教職調整額+扶養手当)×級地区別支給割合 6%～22% * 級地区別支給割合 6%～22% 	33,569 千円	256,252 円
校	<ul style="list-style-type: none"> ○へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給 ・給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2% 		

義務教育等教員特別手当	○義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給 ・月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当、定時制通信教育手当の支給を受ける期間は調整支給する。 * 夜間定時制、通信教育に係る定時制通信教育手当又は農業、水産に係る産業教育手当の受給期間：定額の3/4の額 * 上記以外の者：定額の2/4の額	1,397,098 千円	59,126 円
産業教育手当	○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額＋教職調整額)×5% (定時制通信教育手当受給者、管理職手当受給者は3%)	119,792 千円	193,525 円
定時制通信教育手当	○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給 ・(給料月額＋教職調整額)×3～5% *校長、副校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%	71,248 千円	162,296 円

6 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	知事	1,350,000 円
	副知事	1,080,000 円
報酬	議長	1,110,000 円
	副議長	980,000 円
	議員	890,000 円
期末手当	知事	(5年度支給割合)
	副知事	3.35 月分
退職手当	議長	(5年度支給割合)
	副議長	3.35 月分
	議員	
退職手当	知事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 135万円×在職月数×0.519 33,631 千円 (任期毎)
	副知事	108万円×在職月数×0.394 20,425 千円 (任期毎)
地域手当	知事	支給率 5.4%
	副知事	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

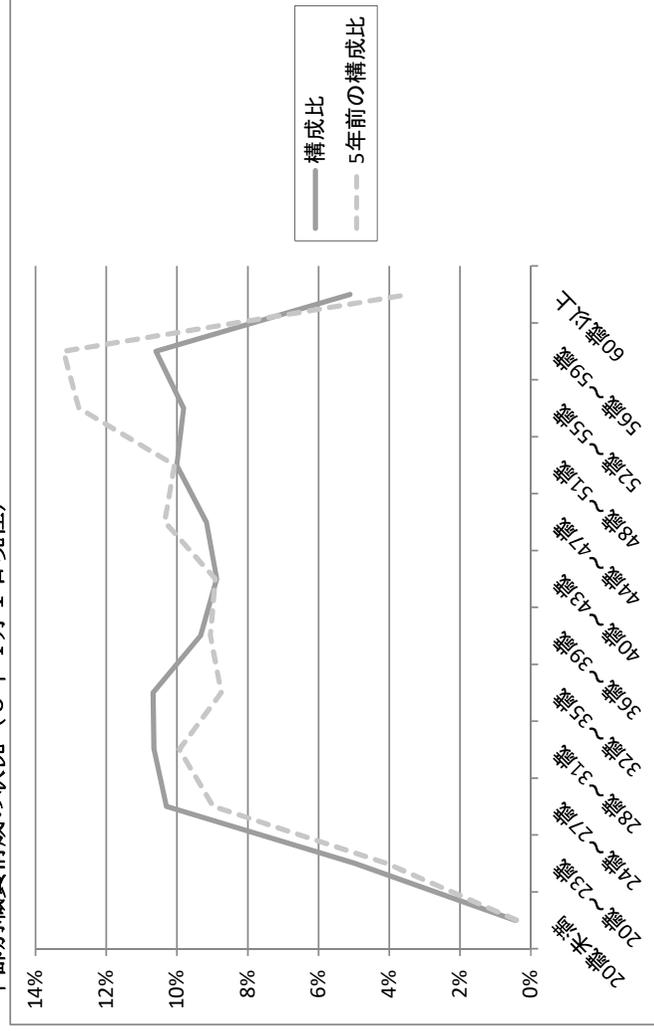
区分 部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	R5.4.1	R4.4.1		
知事部局	(304) 7,567	(304) 7,547	(0) 20	児童相談所の体制強化など (参考:人口10万当たりの職員数148.23人)
教育委員会	(36) 21,859	(45) 21,706	(△9) 153	小学校の学級増など (参考:人口10万当たりの職員数428.19人)
その他	(13) 12,325	(10) 12,373	(3) △48	定数外職員の減など (参考:人口10万当たりの職員数241.43人)
合計	(353) 41,751	(359) 41,626	(△6) 125	(参考:人口10万当たりの職員数817.86人)

(単位:人)

(注) 1 その他は、各種委員会(教育委員会を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

2 () 内は、フルタイム会計年度任用職員であり、外数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区分	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	187	4,302	4,449	4,458	3,898	3,708	3,829	4,178	4,097	4,424	2,136	41,751
	未滿	23歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部門	年度		令和					過去5年間の増減数(率)
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		
知事部局	7,585	7,564	7,542	7,479	7,547	7,567	△ 18 (△0.2)	
教育委員会	20,745	21,160	21,461	21,667	21,706	21,859	1,114 (5.4)	
その他	12,069	12,349	12,400	12,386	12,373	12,325	256 (2.1)	
計	40,399	41,073	41,403	41,532	41,626	41,751	1,352 (3.3)	

(注) その他は、各種委員会（教育委員会を除く。）、警察本部、議会事務局、企業局です。

8 公営企業職員の状況

(1) 職員給与費の状況

決算見込

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
5年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	474,233	18,189	169,340	35.7	34.3
工業用水道事業	1,760,857	472,268	201,841	11.5	12.7
工業用地造成事業	645,858	28,361	23,515	3.6	5.9

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当 期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人	千円	千円	千円	千円
電気事業	13	54,978	15,190	21,890	92,058
工業用水道事業	20	77,315	19,003	33,120	129,438
工業用地造成事業	6	24,156	5,041	10,527	39,724

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、6年3月31日現在の人数です。

3 給与費にはフルタイム会計年度任用職員を含み、職員数には当該職員を含みません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	43.1 歳	351,257 円	559,397 円

・工業用水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	42.1 歳	340,663 円	540,045 円

・工業用地造成事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	42.1 歳	346,836 円	547,712 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公 営 企 業	行 政 職 員
1人当たり平均支給額(5年度決算見込)	1人当たり平均支給額(5年度決算見込)
期末・勤勉手当 1,682 千円	期末・勤勉手当 1,637 千円
(5年度支給割合)	(5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.45 月分 2.05 月分	2.45 月分 2.05 月分
(1.375) 月分 (0.975) 月分	(1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

(支給率)	公 営		企 業		行 政		職 員	
	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分						
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分						
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分						
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分						
その他の加算措置	—	定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)	—	定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)	—	定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)	—	定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額	— 千円	25,002 千円	2,257 千円	22,244 千円	2,257 千円	22,244 千円	2,257 千円	22,244 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

支給実績(5年度決算見込)	8,628 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算見込)	221,228 円
支給対象地域	支給対象職員数
県内市町村	39 人
	支給率 5.4 %
	一般行政職の制度(支給率) 5.4 %

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績(5年度決算見込)	221 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算見込)	27,646 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	20.5 %
手当の種類(手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (5年度決算見込)	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	支給対象の作業に従事した職員	215 千円	①日額300円 ②日額220円 ③～④日額220円～320円 ⑤日額130円～250円 ⑥日額300円 ⑦日額480円～1,095円
用地交渉手当	交渉業務に従事した職員	0 千円	日額700円～1,050円
防疫等作業手当	新型コロナウイルス防疫等作業に従事した職員	6 千円	①日額4,000円 ②日額3,000円 ③日額2,000円 ④日額1,500円 ⑤日額 290円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算見込)	9,397 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算見込)	268 千円
支給実績(4年度決算)	8,368 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	239 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	行政職員 の制度と の異同	行政職員の制 度と異なる内容	支給実績 (5年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 企業職給料表(一)7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	同じ	—	3,010 千円	215,029 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃—16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円+(家賃—27,000円)×1/2 (支給限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	同じ	—	4,988 千円	356,318 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 ・通勤距離に応じ2,000円～ 新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)	同じ	—	7,678 千円	219,381 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・30,000円～100,000円	同じ	—	300 千円	300,000 円
管理職員特別勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 週休日等 1回4,000円～12,000円 平日深夜 1回2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	同じ	—	32 千円	16,000 円
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (89,700円～109,500円)	同じ	—	4,543 千円	1,135,800 円

9 職員の人事評価の状況

任命権者は、能力及び実績に基づき人事管理の徹底を図るため、任用、給与その他の人事管理の基礎として人事評価を定期的の実施し、その結果に応じた措置を講ずることとされています。各任命権者における取組は、以下のとおりです。

【知事部局等】

評価対象者	令和5年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【教育委員会】

評価対象者	令和5年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月（県立学校の教育職員及び市町村県費負担教職員については、四月）に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【警察本部】

評価対象者	全警察職員。ただし、地方警務官及び特別職非常勤職員を除く。
評価対象期間	12月1日～翌年11月30日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業績を評価。 ・上司による重層的な評価を実施。 ・人事評価の結果、必要がある場合は、評価者等が被評価者に対し、業務指導、助言等を実施。
結果の活用	転任や昇任等の人事面、勤勉手当等の給与面に活用

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、知事部局及び教育委員会は午前8時30分から午後5時15分まで、警察本部は午前9時から午後5時45分までとしています。また、交代制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、知事部局及び教育委員会(学校を除く。)においては、一般的な職員の勤務時間に加え、午前8時から午後4時45分まで、午前9時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後6時15分まで及び午前10時から午後6時45分までとする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号))に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等26項目を設けています。

11 職員の休業に関する状況

(1) 休業の概要

「休業」とは、職は保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となっております。

次世代育成や女性職員の活躍推進の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っているところである。

自己啓発等休業は、公務員としての能力・資質向上や公務意識の醸成及び国際協力を促進するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動への参加を可能とする制度です。

大学院修学休業は、公立学校の教員が専修免許状を取得する機会を拡充するため、国内外の大学院等に在学してその課程を履修することを可能とする制度です。

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする制度です。

また、高齢期職員の多様な働き方に対応するため、加齢による諸事情への対応、定年後の生活設計やセカンドキャリアのための資格取得、地域貢献等を可能とする高齢者部分休業を令和5年度から導入しています。

(2) 休業の状況

令和5年度における職員の休業の状況については、次のとおりです。

休業の種類	育児休業	自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業	高齢者部分休業	合計
人数	1,106	7	1	1	2	1,117
	657	2	0	3	0	662

(単位:人)

(注)1 上段は令和5年度に新たに取得した者、下段は令和4年度以前から引き続き取得している者の人数です。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 同一の者が複数回にわたって休業を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

12 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。令和5年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	降任	免職	休職	合計
処分事由				
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	739	739
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により り廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			4	4
学校、研究所等において調査、研究 等に従事する場合 (縦横軸)			1	1
災害により生死不明又は所在不明と なった場合 (縦横軸)			0	0
合計	0	0	744	744

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

4 条件付採用期間中の職員に、分限処分に準じる措置が行われた場合は、その数を計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。令和5年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	免職	停職	減給	戒告	合計
処分事由					
給与・任用に関する不正 (給与不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服従違反関係 (欠勤、勤務態度不良等)	2	1	3	2	8
一般非行関係 (傷害、異性関係非行等)	5	6	4	2	17
収賄等関係 (収賄、横領等)	0	0	0	0	0
道路事故・交通法規違反	2	3	0	0	5
監督責任	0	0	0	0	0
合計	9	10	7	4	30

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

13 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分状況は、12(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動規程を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

14 職員の退職管理の状況

本庁課長級以上の職に就いている職員であった者が、離職後2年間に再就職した場合は、福岡県職員の退職管理に関する条例(平成27年福岡県条例第54号)第3条の規定により、再就職先の名称等について離職時の任命権者に届け出ることとされています。

令和5年度の各任命権者への届出状況は、次のとおりです。

任命権者	届出件数 (件)	再就職先の内訳					
		国又は地方公共団体の機関	公益法人等	学校法人等	その他の非営利法人	営利法人 その他	
知事	57	0	21	4	10	18	4
教育委員会	15	1	0	9	0	0	5
警察本部長	27	1	3	1	1	21	0
その他	4	0	1	0	0	3	0

(注) 1 再任用等、人事委員会規則で定める場合は届出が不要です。
 2 公益法人等には、独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。
 3 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。

15 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局に勤務する職員について

ては、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならぬことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

令和5年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	通信研修支援 未来への提言
職場における研修	部局研修・所属研修(人権・同和問題、公務員倫理 等) 業務専門研修
研修所における研修	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修) 専門研修(エビデンスに基づく政策立案、OJTによる人材育成、職場まるごと働き方改革、web 会議のファシリテーション、財務諸表の読み方 等) 特別研修(トップセミナー、地域貢献活動実践 等)
派遣研修	自治大学校派遣研修 都道府県、市町村、企業等派遣研修 等

(教職員)

職場における研修	各所属の諸課題における研修(授業改善、教育相談 等)
教育センター、体育 研究所等における 研修	基本研修(若年教員研修、中堅教諭等資質向上研修、エキスパート教員研修、新任校長研修 等) 専門研修(各教科の指導に関する研修 等) 長期研修 課題研修(福岡県高等学校教育課程研究会、ICT 活用、体力向上、薬物乱用防止 等)
派遣研修	産業・理科教育教員派遣研修 教職員等中央研修(校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修 等) 国立大学大学院等修士課程への現職教員派遣研修 長期社会体験派遣研修

(警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外講師による講演 等
警察学校における 研修	採用時教養 昇任時教養 専科等教養

16 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)並びに各任命権者の安全衛生管理規程及び健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者、健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者を選任するとともに、総括安全衛生委

員会、警察本部衛生委員会等を設置しています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は、健康管理担当者(所属長)及び副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障がいや疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、「二 令和5年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4のとおりです。

二 令和5年度における人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

令和5年度に実施した職員の競争試験の状況は、次のとおりです。

① 職種及び日程

試験の種類	職種	日程				最終合格発表
		受付期間	1次試験	2次試験		
I 類	行政、教育行政、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	5月8日 ～5月19日	6月18日	7月4日 ～7月25日	8月8日	
		8月7日 ～8月18日	9月24日	10月18日 ～11月1日		11月14日
II 類	農業 行政、教育行政					
III 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業	7月10日 ～7月21日	8月20日	10月10日 ～10月27日	11月7日	
		3月23日 ～4月13日	5月14日	6月29日 ～7月6日	8月7日	
民間企業等職務経験者	行政、行政(DX)	7月10日 ～7月21日	8月20日	10月28日 ～11月19日	12月15日	
警察官A (男性)	第1回	3月23日 ～4月13日	5月14日	5月30日 ～6月8日	8月7日	
	第2回	8月10日 ～8月31日	9月17日	10月3日 ～10月13日	12月21日	
警察官A (女性)	第1回	3月23日 ～4月13日	5月14日	5月30日 ～6月8日	8月7日	
	第2回	8月10日 ～8月31日	9月17日	10月3日 ～10月13日	12月21日	
警察官A (武道指導)	第1回	3月23日 ～4月13日	5月14日	7月3日、 7月5日	8月7日	
	第2回	8月10日 ～8月31日	9月17日	11月8日	12月21日	
警察官B (男性)	—	8月10日 ～8月31日	9月17日	10月3日 ～10月13日	12月21日	
	—	3月23日 ～4月13日	5月14日	6月29日 ～7月6日	8月7日	

警察官B (女性)	8月10日 ～8月31日	9月17日	10月3日 ～10月13日	11月7日 ～11月15日	12月21日
警察官B (早期採用女性)	3月23日 ～4月13日	5月14日	5月30日 ～6月8日	6月29日 ～7月6日	8月7日
警察官C	3月23日 ～4月13日	5月14日	5月30日 ～6月8日	6月29日 ～7月6日	8月7日

② 人数

試験の種類	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	受験 倍率 (倍)
I 類	169	1,213	843	69.5	317	179	4.7
II 類	39	325	213	65.5	84	40	5.3
III 類	71	541	382	70.6	164	96	4.0
民間企業等職務経験者	40	848	566	66.7	88	46	12.3
警察官A (男性)	76	770	568	73.8	310	113	5.0
警察官A (女性)	28	277	215	77.6	116	41	5.2
警察官A (武道指導)	7	7	7	100.0	5	5	1.4
警察官B (男性)	67	641	516	80.5	281	74	7.0
警察官B (早期採用男性)	10	359	271	75.5	40	14	19.4
警察官B (女性)	18	209	168	80.4	76	20	8.4
警察官B (早期採用女性)	10	146	118	80.8	41	15	7.9
警察官C	6	38	25	65.8	13	4	6.3
計	541	5,374	3,892	72.4	1,535	647	6.0

(2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職については選考によることができますこととされています。

令和5年度に各任命権者から提出された採用選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)
部長相当職	3	1
次長相当職	3	1
課長相当職	14	10
課長補佐相当職	17	1
係長相当職	37	4
主任主事相当職	20	1
主事相当職	15	8
計	109	26

職	警察本部 (件)
警視相当職	9
警部相当職	0
警部補相当職	1
巡查部長相当職	1
巡查相当職	6
計	17

なお、令和5年度に人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職種	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
選考 (前期)	看護師、研究職員(薬学A、薬学B、衛生学、情報処理、電子、化学A)、獣医師、船員(機関)、心理判定員、児童自立支援専門員、保育士、保健師、職業指導員(空調設備科、OA事務科、メカトロニクス科、自動車整備科、溶接科、介護サービス科)	57	177	153	103	54	2.8
選考 (後期)	児童福祉(職務経験者)、心理判定員(職務経験者)、獣医師、船員(航海)、職業指導員(空調設備科、メカトロニクス科、溶接科、建築科、介護サービス科)	26	58	47	31	16	2.9

就職氷河期世代を対象とする採用選考	行政、教育行政、警察行政	8	222	182	29	11	16.5
障がい者を対象とする採用選考	行政、教育行政、警察行政	11	58	52	31	10	5.2
労務職員採用選考	農業技術員（農産園芸、畜産）、林業技術員	7	125	100	29	8	12.5

(3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。令和5年度に各任命権者から提出された昇任選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)	職	警察本部 (件)
部長相当職	15	2	警視相当職	53(48)
次長相当職	27	4	警部相当職	14(0)
課長相当職	89	17	警部補相当職	17(0)
課長補佐相当職	140	25	巡査部長相当職	37(0)
係長相当職以下	136	43	計	121(48)
計	407	91		

(注) ()内は公安職で内数です。

(4) 任期付職員の採用の承認

任命権者は、任期付職員(任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員)の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。
令和5年度の人事委員会の承認件数は8件です。

- (注)・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

2 給与等に関する報告及び勧告〔令和5年9月20日〕の状況

給与等に関する報告及び勧告は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について議会及び知事に対して行うものです。令和5年度に実施した報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 概要

- 令和5年4月の公民較差に基づく給与改定等
- ・ 較差 3,956円(1.09%)の解消のため、給料月額を引上げ
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引上げ

(2) 令和5年4月の公民較差に基づく給与改定等

① 民間給与との比較

ア 月例給の較差	令和5年	参考(令和4年)
	3,956円(1.09%)	978円(0.27%)

イ 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.50月	4.40月

② 給与改定の内容

- ア 月例給 公民較差の状況及び人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案して給料表を改定
- イ 期末・勤勉手当 4.40月分→4.50月分(引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分)

(3) その他の課題

- ① 会計年度任用職員の給与制度については、本年5月の地方自治法の改正により令和6年から支給が可能となった勤勉手当の取扱いを含め、引き続き、適切な運用が図られるよう、所要の検討を行う必要がある。
- ② 医師及び獣医師の給与上の処遇については、人材確保の観点から、国や他の都道府県の状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する必要がある。
- ③ 本年、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をすすめる職員の在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設について、報告及び勧告を行った。
- 本県においても、在宅勤務は実施されていることから、今後の国における法改正や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。
- ④ 公立学校の教育職員については、それぞれの職務や勤務の実態を踏まえ、教育職員の意欲や能力の向上に資する処遇改善の検討が国において進められている。
また、国の法整備を受け、近年、夜間中学校(学級)の設置が全国的に進んでおり、そこに勤務する教育職員の特殊性や困難性等に対する手当の措置も行われている。
これらの状況を踏まえ、教育職員の給与の在り方について、国や他の地方公共団体の動向にも留意しながら、調査・研究を進めていく必要がある。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、昨年、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度についても、社会と公務の変化に応じたアップデートを図っていただく必要があると報告し、本年、この給与制度のアップデートについて、令和6年に向けて措置を検

討する事項の骨格案として、人材の確保への対応、組織パフォーマンスの向上、働き方やライフスタイルの多様化への対応等について報告した。

この給与制度の整備については、今後も、人事院の検討状況や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

(5) 意見

① 人材の確保及び育成について

ア 有為な人材の確保

職員採用試験の受験者数は減少傾向が続いており、今後も職員採用を取り巻く環境は、一層厳しくなることが予想される。

本委員会では、今後も県職員の仕事のやりがいや魅力について、しっかりと伝わるよう、ホームページの内容を工夫するなど、任命権者と緊密に連携を図りながら、受験者確保に取り組んでいく。

また、多様な受験者層から優秀な人材を確保していくため、民間経験者等の積極的誘致を図る試験内容の見直しをはじめ、採用試験全般の見直しを進めていく。

イ 女性の活躍推進

任命権者においては、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

女性の活躍を推進することは、誰もが働きやすい社会の実現に寄与するものであり、今後も引き続き、計画に基づき女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

ウ 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、全職員を対象に給与への反映がされており、既に制度として職員に受け入れられているところである。任命権者は、引き続き、運用実態の検証や評価者である管理職員のスキル向上などに努め、職員の理解と納得感を高めながら適正な人事管理を進めていく必要がある。

② 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

ア 長時間労働の是正等

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、仕事と生活の両立や労働意欲保持に影響を及ぼすものであるため、組織を挙げて強い姿勢で、その是正に取り組む必要がある。

任命権者においては、なお一層、業務量に応じた人員の確保や適正な配置、事務事業の精選や効率化の推進などについて、実効性を確保していくことが肝要である。

また、長時間労働に従事した職員が医師の面接指導を確実に受けることができるようにするとともに、医師からの意見を勘案し、当該職員の実情に応じた措置を講じる必要がある。

イ 教職員の働き方改革

教育の質の維持・向上や教職員が児童生徒としっかりと向き合うための時間の確保・充実のため、また、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って安心して働き続けることができるようにするため、働き方改革を進めることは重要である。

県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、より効果的な取組を着実に推進していくことが必要である。併せて、市町村教育委員会と連携を図るとともに、市町村教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

ウ 多様な働き方の推進及び仕事と生活の両立支援

任命権者においては、多様な働き方について、現行の制度の活用状況や職員のニーズを踏まえ、国の「柔軟な働き方を実装するための制度改革」について注視するとともに、他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き検討し充実を図る必要がある。

また、全ての職員に対し、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための制度や、

多様な働き方が幅広く利用されるよう周知を図るとともに、職場におけるサポート体制を拡充していく必要がある。

エ ハラスメント防止対策

ハラスメントは決して許されないものであることから、任命権者においては、職員への研修や周知・啓発などの取組をしっかりと行う必要がある、管理職をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、自らの言動に注意を払い、他者を尊重して、ハラスメントのない職場づくりに取り組む必要がある。

オ メンタルヘルズ対策

任命権者においては、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、メンタルヘルズ不調を生じた職員の早期発見・早期対応、円滑な職場復帰のための支援、再発予防等につきかきと取り組んでいくことが重要である。

カ 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、勤務条件について、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していくことが必要である。

③ 定年の引上げに関する制度の適切な運用について

任命権者においては、高齢期職員を含めた組織全体の活力が維持できる制度となるよう、職員に対して丁寧な情報提供を行うとともに、改正法の趣旨に沿って、適切に制度を運用していく必要がある。

本委員会においては、任命権者における制度の運用状況や人事院における定年前再任用短時間勤務職員等の給与の検討状況について往視していく。

④ 公務員倫理の徹底について

職員自身においては、自らの行動が県全体と県職員全体の信用に大きな影響を与えることをつかりと自覚し、公務内外を問わず行動を厳しく律する必要がある。

任命権者においては、不祥事防止のため、職員の服務規律の確保について、一層の徹底を図る必要がある。また、管理職員は、風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

(1) 係属の状況

	令和4年度末の 係属件数 (件)	令和5年度中の 要求件数 (件)	令和5年度中の 処理件数 (件)	令和5年度末の 係属件数 (件)
県分	0	0	0	0
受託分	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

なし

4 不利益処分についての審査請求の状況

不利益処分についての審査制度は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして職員から審査請求があった場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定(裁決又は決定)を行うものです。

(1) 係属の状況

	令和4年度末の 係属件数 (件)	令和5年度中の 申立て件数 (件)	令和5年度中の 処理件数 (件)	令和5年度末の 係属件数 (件)
県 分	懲戒処分	16	0	2
	分限処分	0	0	0
	その他	1	0	0
	計	17	0	2
受 託 分	懲戒処分	0	0	0
	分限処分	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

	事 案 名	審 査 等 の 状 況
県 分	昭和45年(不)第18852号事案	打切り 令和5年11月7日
	令和5年(審)第1号事案	採決 令和6年3月28日